

介護保険利用料金一覧表・同意書

調布市医師会訪問看護ステーション 2026年6月1日改定

【訪問看護】

1単位の単価：調布市 11.12円

	訪問看護	10割	1割	2割	3割
20分未満	314単位/回	3,491円	350円	699円	1,048円
30分未満	471単位/回	5,237円	524円	1,048円	1,572円
30分以上60分未満	823単位/回	9,151円	916円	1,831円	2,746円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円

※20分未満の要件 ご利用者に対し週1回以上20分以上の訪問看護を実施していること

【訪問看護各種加算料金】

ご利用者からの連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制であること

項目	単位数	10割	1割	2割	3割
初回加算 I	350単位/月	3,892円	390円	779円	1,168円
初回加算 II	300単位/月	3,336円	334円	668円	1,001円
サービス提供体制強化加算 I	6単位/回	66円	7円	14円	20円
サービス提供体制強化加算 II	3単位/回	33円	4円	7円	10円
緊急時訪問看護加算 I	600単位/月	6,672円	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算 II	574単位/月	6,382円	639円	1,277円	1,915円
特別管理加算 I	500単位/月	5,560円	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算 II	250単位/月	2,780円	278円	556円	834円
退院時共同指導加算 特別管理加算対象は2回まで可	600単位/回	6,672円	668円	1,335円	2,002円
早朝・夜間・深夜の訪問看護	早朝（6:00～8:00）夜間（18:00～22:00）25%割増 深夜（22:00～6:00）50%割増 計画的な訪問看護を提供した場合 1月以内の2回目以降の緊急訪問を提供した2回目から算定				
ターミナルケア加算	2,500単位/月	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円
長時間訪問看護加算	300単位/回	3,336円	334円	668円	1,001円
看護・介護職員連携強化加算	月250単位/1回限り	2,780円	278円	556円	834円
複数名訪問加算 I（30分未満）	254単位/回	2,824円	283円	565円	848円
複数名訪問加算 I（30分以上）	402単位/回	4,470円	447円	894円	1,341円
看護体制強化加算 I	550単位/月	6,116円	612円	1,224円	1,835円
看護体制強化加算 II	200単位/月	2,224円	223円	445円	668円
専門管理加算 口	250単位/月	2,780円	278円	556円	834円
介護職員等処遇改善加算	総利用単位数の1.8%				

【その他実費利用料】

訪問看護指示書期間内で保険適用外の訪問看護を提供した場合（30分毎） ・夜間18:00～22:00、早朝6:00～8:00は所定の料金に25%割増 ・深夜22:00～6:00は所定の料金に50%割増	5,000円/30分
エンゼルケア お亡くなりになった後の死後の処置（ケア）を提供した場合	20,000円
キャンセル料 事前に連絡が無くキャンセルした場合（ただし個別の事情を考慮する）	2,000円

上記の内容について説明を受け同意しました。

年 月 日 利用者氏名 印

代理人氏名 印（利用者との関係）

【訪問看護各種加算料金】

項目	要件
初回加算 I	新規契約、要支援から要介護もしくは要介護から要支援になった時、2 か月間訪問看護の利用がない時、退院日に訪問し訪問看護計画書を作成した場合 ※退院時共同指導加算と初回加算はいずれかの算定
初回加算 II	退院日以降に訪問し訪問看護計画を作成した場合 ※退院時共同指導加算と初回加算はいずれかの算定
サービス提供体制強化加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届出を行っている場合 ①すべての看護師ごとに研修計画を作成・実施している ②利用者の情報共有、または看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的実施 ③健康診断を定期的実施 ④勤続年数 7 年以上の看護師が 30%以上占めていること
サービス提供体制強化加算 II	サービス提供体制強化加算 I の①～③に加え、④勤続年数 3 年以上の看護師が 30%以上占めていること
緊急時訪問看護加算 I	24 時間電話等での相談、必要に応じて緊急の訪問看護を提供できる体制（看護業務の負担軽減の取り組み）をとっている場合
緊急時訪問看護加算 II	24 時間電話等での相談、必要に応じて緊急の訪問看護を提供できる体制をとっている場合
特別管理加算 I	留置カテーテル・気管カニューレを使用、在宅悪性腫瘍・在宅気管切患者指導管理に対して、計画的な管理を行った場合
特別管理加算 II	人工肛門、在宅酸素、週 3 日以上点滴、褥瘡など画的な管理を行った場合
退院時共同指導加算 特別管理加算有、2 回まで算定可	病院・診療所・介護老人保健施設もしくは介護医療院から退院・退所するにあたり、主治医や職員と共同し在宅療養上必要な指導を文書により提供した場合
早朝・夜間 ・深夜の訪問看護	①早朝・夜間・深夜に計画的な訪問看護を行った場合 ②1 か月以内の 2 回目以降の早朝・夜間・深夜に緊急時訪問看護を行った場合
ターミナルケア加算	利用者や家族と十分話し合いを行い、利用者本人の意思決定を尊重し、関係機関と十分な連携を取った場合 ①緊急時訪問看護を提供できる体制を取っている場合 ②死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行っている場合 ③ターミナルケアに係る計画および支援体制について説明し同意を得た場合 ④ターミナルケアの提供について心身の状態の変化を記録した場合 ⑤ターミナルケア実施中に医療機関に搬送、24 時間以内に亡くなった場合
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	介護職員による喀痰吸引等の特定行為業務が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員等に対する助言等の支援を行った場合
複数名訪問加算 I	複数の看護師等と同時訪問した場合
看護体制強化加算 I 医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合	①算定日が属する月の前 6 か月において、実利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 50%を超える場合 ②算定日が属する月の前 6 か月において、実利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 20%を超える場合 ③算定日が属する月の前 12 か月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が 5 名以上の場合 ④従業者の総数に占める看護職員の割合が 6 割以上であること
看護体制強化加算 II	看護体制強化加算 I の①②の要件のほか、③のターミナルケア加算の算定利用者が 1 名以上の場合
専門管理加算 口	特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すること。②高齢者虐待防止のための指針を整備すること。③高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施すること。または、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画未策定減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
処遇改善加算	職員の賃金改善や働きやすい職場環境づくりを目的とし、サービスの質の向上に活用した場合